

農地中間管理事業規程

1. 市町、農業委員会、農業協同組合等と一体となった推進

- (1) 農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、人・農地プランの作成主体であり農地行政の基本単位である市町とその作成に参画する農業委員会および農業協同組合等のコーディネーター役を担う組織との連携を密にして、人・農地プランを核として一体的に業務を推進するものとする。
- (2) 機構は、原則として全ての市町および農業協同組合に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担ってもらうものとする。さらに、必要に応じて、土地改良区等に対しても同様の業務委託を行うものとする。
- (3) 機構は、市町や市町が指定する者に、原則としてあらかじめ農業委員会の意見を聴取の上、農用地利用配分計画の案を作成するよう求めるものとする。
- (4) 機構は、市町および農業協同組合以外の業務委託先の名称等の情報を市町および農業協同組合に通知し、市町および農業協同組合と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

2. 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準

- (1) 人・農地プランが実質化され、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じている区域ならびに世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策、中山間地域等直接支払交付金、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）または果樹産地構造改革計画等に係る地域の協議において農地利用の在り方も議論されている区域その他の農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化および高度化を促進する効果が高い区域を重点実施区域とするものとする。
- (2) なお、(1) の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

3. 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

- (1) 機構は、再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。
一方、遊休農地であっても、再生利用が可能な場合や遊休化の解消に向けた措置の実施が期待される場合であって、借受希望者への貸付けが見込まれるものについては、農地中間管理権の取得について検討するものとする。
- (2) 機構は、当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないも

のとする。

こうした事態を避けるためにも、機構は、日頃から借受希望者に関する情報を幅広く収集し、募集に応じてもらえるよう、働きかけるものとする。

4. 借受希望者の募集等

- (1) 借受希望者の募集は、通年とする。
- (2) 募集は、インターネットの利用等により、応募内容の有効期間を明らかにして行うものとする。
- (3) 募集の区域は、市町またはこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定）とし、当該市町の意見を聞いて決定するものとする。
- (4) 募集に当たっては、当該区域における次の事項を明確にして募集するものとする。
 - ① 農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯または果樹地帯など）
 - ② 当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）
- (5) 募集に当たっては、借受希望者に係る次の事項を把握するものとする。
 - ① 借受けを希望する農用地等の種別、面積および条件
 - ② 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
 - ③ 借受けを希望する期間
 - ④ 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）
 - ⑤ 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）
- (6) 新規就農者、広域で借受けを進めている法人経営体等の地域で新たに農用地等を確保して意欲的に農業に取り組もうとする者の情報把握に努め、必要に応じて、募集に応じてもらうよう促すものとする。地域内に担い手が十分いない地域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）については、他地域の法人経営体等に対して個別に働きかけるものとする。
- (7) 機構は、募集に応じた者については、次に掲げる事項を整理し、インターネットの利用等により、定期的に公表するものとする。
 - ① 氏名または名称
 - ② 募集区域内の農業者、募集区域外の農業者、新規参入者の別
 - ③ 借受けを希望する農用地等の種別および面積
 - ④ 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- (8) 機構は、必要に応じて募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 5 項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

5. 貸付希望者の把握および農地中間管理権の取得の方法

- (1) 機構は、市町、農業協同組合、農業委員会等と連携を密にして、次の事項を把握するとともに、機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の醸成に努めるものとする。
 - ① 地域の人・農地プランの作成・見直し状況
 - ② 地域の担い手の状況
 - ③ 地域のは場整備等の状況
 - ④ 地域における機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の状況
 - ⑤ 地域の遊休農地の現状および今後の見通し
- (2) その上で、機構は、機構に対する貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者および農用地等をリスト化するものとする。
- (3) さらに機構は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、機構が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
- (4) 具体的な農地中間管理権の取得は、所有者からの申出に応じて協議するほか、必要に応じて機構が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。
- (5) 農地中間管理権の取得に当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- (6) 農地中間管理権の期間については、転貸先の経営の安定・発展に配慮して、原則として10年以上とする。ただし、所有者がこれよりも短い期間を希望する場合等には、協議により短期の借受けを行うことができるものとする。
- (7) 機構は、農業委員会が実施する利用意向調査によって機構への貸付けの意向が示された遊休農地や、機構と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、雑草・雑木、土石、汚染された土壌の除去等の遊休化の解消に向けた措置が講じられれば借受希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。

6. 貸付先決定ルール

(1) 基本原則

機構は、農用地利用配分計画の策定および市町による機構を経由した賃借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画（以下「集積計画一括方式」という。）への同意による、農用地等の貸付先を決定（貸付先の変更を含む。以下同じ。）するに当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大または経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。

- ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
 - ③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
 - ④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。
- (2) 機構は、(1)の基本原則に則った上で、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮するものとする。
- (3) 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮
- 担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、次の場合には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定を行うものとする。
- ① 担い手相互間または担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
 - ② 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用されることを目的として機構に農地を貸し付ける場合
- (4) 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮
- ① 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。
 - ② そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性および地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
- (5) 上記(3)・(4)以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合
- ① 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度(地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか、農業経営の継承に資するかどうか等)により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。(これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。)
 - ② 上記①の判断に当たっては、認定新規就農者に配慮するとともに、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
- (6) 上記(3)・(4)以外の場合で、地域内に十分な担い手がない場合
- ① 当該地域の借受希望者(新規参入者等を含む。)のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度(地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等)

により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。

② 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように行うものとする。

③ 上記①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係を含めない第三者委員会を設置するものとする。

(7) 市町が集積計画一括方式を検討している場合

機構は、市町段階において、(1) から (6) までの貸付先決定ルールに即した貸付けの検討が行われ、農用地利用集積計画への同意を円滑に進められるよう、必要に応じて、市町等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。

(8) 貸付期間

機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定および発展に資するため長期とすることを基本とする。ただし、当該地域の農地利用の効率化および高度化を進める上で必要がある場合は、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。

(9) 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

(10) 機構は、知事への農用地利用配分計画の認可申請や市町の農用地利用集積計画への同意協議に当たっては、インターネットの利用等の方法により、あらかじめ利害関係人の意見を聴くものとする。

7. 賃料の水準等

(1) 機構が借り受けるときの賃料および機構が貸し付けるときの賃料については、当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議の上、決定するものとする。

(2) なお、機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

8. 農地中間管理権の設定または移転に係る契約等の解除

(1) 機構が農地中間管理権を有する農用地等が次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、当該農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。

① 農地中間管理権の取得後原則として1年間、またはやむを得ない事由により受け手との契約を解約した農用地等においてその後原則として1年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行う見込みがないと認められるとき。

② 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難とな

ったとき。

- (2) なお、解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担等がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

9 農用地等の利用状況の報告等

機構は、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知または地域住民からの情報提供等があった場合には、貸付先に対し利用状況について報告を求めるものとする。さらに、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の可否を判断するものとする。

10. 農用地等の利用条件改善業務の実施基準

機構は、当該農用地等が所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うものとする。

- ① 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- ② 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付が確実に行われると見込まれるとき。
- ③ 14の研修事業の実施のために利用条件改善が必要となったとき。

11. 相談または苦情に応ずるための体制

機構は、その主たる事務所に相談または苦情に対する窓口を設置するとともに、インターネットの利用等の方法により、周知徹底を図るものとする。

12. 業務委託

- (1) 農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なもの（畦畔・法面の修繕、草刈り・管理耕作、窓口業務（出し手の掘起し、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、借受希望者との交渉、農用地利用配分計画の作成支援、出し手および借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明等）、利用条件改善業務の実施、賃料の収受・支払、データ管理、広報等）について、機構は、市町および農業協同組合に対し、相手の同意を得た上で、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。
- (2) 機構は、前項の業務について、必要がある場合は、県土地改良事業団体連合会、土地改良区、民間企業等に対し、委託する業務を適切に行うことのできる当該組織の能力等を確認した上で、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。
- (3) 業務委託にあたっては、委託コストの削減に努めつつ、業務を適正かつ確実に実施

することができる者として知事が指定した者への委託を進めるものとする。

13. 農用地利用改善事業

- (1) 機構は、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業の実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者および機構に限る旨を農用地利用規程に定めようとする場合には、必要に応じて、市町等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。
- (2) 機構は、事前に、農地中間管理権の取得について3の基準に即して、また、農用地の利用の集積を進めるべき認定農業者が適切に位置づけられているかを6の貸付先決定ルールに即して、それぞれ調整を行った上で、当該農用地利用規程に対する同意をするものとする。

14. 研修事業

- (1) 機構は、関係機関と連携のうえ、農地中間管理権を取得した農用地等において、新規就農希望者（農業後継者を含む。）および新たな分野の農業を始めようとする農業者（以下「新規就農希望者等」という。）に対する農業の技術または経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うものとする。
- (2) 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね2年以内とする。
- (3) 本事業は、普及指導センター、農業協同組合、農業委員会、担い手組織、地域の農業事情等に精通した農業者、県農業大学校等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。
- (4) 研修の実施に当たっては、新規就農希望者等が効率的かつ安定的な農業経営を目指し、青年等就農計画の認定を受けるよう促すものとする。
- (5) 機構は、新規就農希望者等の農業の技術または経営方法の習得状況を見極めたうえで、当該新規就農希望者等が希望する場合は、当該研修に係る農用地等の貸付けに配慮するものとする。

15. その他

この規程に定めるもののほか、農地中間管理事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成26年6月24日から施行するものとする。

この規程は、平成27年4月1日から施行するものとする。

この規程は、平成28年3月29日から施行するものとする。

この規程は、平成29年9月25日から施行するものとする。

この規程は、平成31年4月1日から施行するものとする。

この規程は、令和元年11月1日から施行するものとする。

この規定は、令和2年4月1日から施行するものとする。

この規定は、令和3年4月1日から施行するものとする。